

委員提出資料

飯尾 委員	P 1
牛尾 委員	P 3
大井 委員	P 5
岡本 委員	P 7
清原 委員	P 9
重川 委員	P 17
星 委員	P 19
堀田 委員	P 20
横山 委員	P 22
吉田 委員	P 24

「復興の課題」について

復興推進委員会・平成24年3月19日用

飯尾 潤

（１）復興庁の役割について強調しておきたい点

・復興庁発足にあたって掲げられた方針には同感であるが、地元の県や市町村との関係などでは、どうしても国と地元が対峙する形になりがちなので、復興庁の職員は、地元住民の相談に乗り、地元住民と共に歩むという気持ちを強めていただきたいと願っている。

・復興交付金の交付や特区認定、各種規制の変更などについては、どうしても書類が必要になる。このことは、厳正な行政執行のためには必要なことであるが、地元などから、煩雑だという批判があるときには、丁寧に手続きを説明するとともに、手続きが合理化できないか常に見直しを進める姿勢が必要であろう。

・日々の業務が多忙であるとしても、復興庁の任務が、個別省庁の枠を超えて活動するところにある以上、省庁の所管の狭間になって手当てが遅れている問題や、省庁の利害関心が食い違っているために消極的な対処しかできていない問題などを、常に発掘して、問題解決へとつなげる姿勢が重要である。

（２）地域づくり関係

・地域の再建について、地元による計画策定が進み始めた地域も出てきているが、単一事業で解決しようという傾向が強いように感じられる。すべてが高台移転で解決するのではなく、防潮堤の再整備や避難経路の確保などで、平地の活用も重要である。そうしたときには、さまざまな事業の組み合わせが有効であるので、制度の運用法について、より一層丁寧な説明を行い、地元を誘導することが求められる。

・地元住民・地権者の話し合いの支援については、これまでも十分に意を用いられているものと思われるが、いま一段の支援策を考えるべきである。たとえば、支援人材が少ないことを考えると、ある地域で計画が前に進んで話し合いのめどが立った時点で、そこで活躍された支援者が、遅れている地域の支援にもたずさわっていただけるよう体制を整えるべきではないか。

・がれき処理について、防潮林のかさ上げなどの復興事業において、がれきが活用できないかどうか、省庁の枠を超えて検討することも必要ではないか。

（３）産業・生活再建関係

・しばしば指摘される「雇用のミスマッチ」への対処についても、狭い意味での雇用関連行政の枠内で処理するのだけでなく、より広い範囲で誘導策を検討することが必要ではないかと思われる。

・復興構想会議で掲げた生涯現役社会の形成・地域包括ケアの実現については、遠い将来の課題のように思われがちであるが、現地の状況に寄り添うだけでなく、民間の支援者などとも協力しながら、将来の日本のモデルとなるような実践例をつくろうとする試みを始める時期にきているのではないか。

・産業振興のための特区設定においては、特定の地域における「産業集積」が重要な意味を持つことに考慮し、それぞれの地域が特色のある産業集積を行えるように、各地区の取り組みが総花的にならないよう対応が求められる。

・「スマートコミュニティ」の建設など、先端的な課題でありながら、復興事業全体に関わる問題は、地元ではなかなか手が回らないという側面もあるので、民間の応援はもちろんであるが、復興庁としても積極的な支援策をとるべきではないか。

・息の長い復興事業の継続には、人の交流が重要であり、また将来の観光事業の展開を考えると、そろそろ、復興の現場を他地域・他国の人々の見てもらう「災害復興観光」を積極的に推進すべき時にきている。そうした事業を定着させ、将来につなげるためには、宿泊施設の整備を先行させることも必要ではないか。

・復興構想会議の議論では、被災地における文化の振興の重要性が指摘されていたが、復興事業が始まると、どうしても文化振興といった側面はかすみがちになる。国の施策として出来ることには限りがあるが、広い意味での文化振興を図る試みを、積極的に支援する取り組みを期待したい。

(4) 原子力災害関係

・原子力災害への対応については、東京電力による賠償の問題をはじめ、さまざまな問題が重なり合っており、復興庁だけでは対応できないことはよく分かるが、被災者のくらし全体を再生するという観点から、落ち穂拾い的な問題処理も含め、最終的には復興庁で総合的な対策をとるような姿勢をとるべきではないか。

・問題の複雑性に対応して、視線のあり方も多様だが、福島を中心とする原子力災害からの復興においては、立場を超えて幅広く英知を結集するため、情報交換や意見交換の場を設定することが有効ではないか。

(5) 震災の教訓関係

・震災アーカイブズ・研究体制の構築に関しても、各所で取り組まれているが、そうした取り組みを加速させ、形としていくためには、関連の機関や団体をつないで情報を共有する仕組みが必要なのではないか。また、復興の記録を保存して、将来活用できるようにするための取り組みも始めるべきである。

「復興の課題」

平成 24 年 3 月 19 日

牛尾陽子

復興にあたっての基本的なスタンス

- ① 「点」ではなく、「線」や「面」での復興（＝復興庁の意義）
- ② 東北や日本の「次の姿」を創り出していく復興
- ③ 被災 3 県だけでなく、日本海側の県との連携を取り込んだ復興
- ④ 「外から来た人」「外の人」とのパートナーシップを活用する復興

現時点で課題と思われること

1. 土地利用調整関係

- ① 仙台平野沿岸部；港湾・空港等へのアクセスが良い仙台平野沿岸部の農地復旧や土地利用については、商業、工業、住宅地等用地との関係や防災上の観点などを含めた調整が必要。
- ② その他の沿岸部；著しく地盤沈下した沿岸部農地で、営農再開が可能かどうか。復興まで多くの時間がかかる場合、離農が増加するのではないか。営農再開までの期間の雇用や所得の確保などをどうするか。

2. 瓦礫処理関係

- ① 被災地；被災した基礎自治体や県単位では処理しきれないのが現状。従って、多くの他県や基礎自治体が進んで処分を支援する、広域処理の仕組みづくりが必須。
広域処理が進まない場合は、次の施策を検討する必要あり。
- ② 広報活動；国は、自治体は勿論のこと、国民に向かって、被災地の瓦礫処理に是非 協力するようもっと広報することが必要。（さらに、このことは風評対策の意味合いも含む。）

3. 入札関係

- ① 入札不調頻発；積算に当たり、ここ最近の労務費高騰で採算が合わないことが

背景にあるのではないか。現状の労務基準単価の見直し等弾力的な取り扱いが必要ではないか。

4. 産業復興関係

- ① 土地利用計画；特に商業によるまちづくりに関しては、土地利用計画が定まらない限り先に進めない状態。
- ② 除染活動；福島県では各市町村から除染活動促進の要望が大きい。この進展がなければ、帰還はもとより、産業復旧の方策は考えられない。

5. 防災関係

- ① 初動体制；今回の大震災は「同時広域的で長期かつ甚大」なものであったため、各自治体は初動体制をとるにあたり、通信連絡が一定期間とれなかった。これに対する組織的な備えが必要。
- ② 最悪ケースの想定；今後の大震災対策策定に当たり、最悪ケースを想定し、組み立てていくことが大切。
例) 真冬/新月/深夜/巨大地震/巨大津波 にどう備える
(逃げる) か？

6. 風評被害関係

- ① 情報発信；正確な放射線数値の発表と、政府による安全性の保証をさらに進めていく必要がある。特に観光、食の分野では、緊急の課題。

復 興 の 課 題

(被災地から・・・たくましい復興へつなぐ要望・提言を含めて)

大 井 誠 治

(岩手県漁業協同組合連合会代表理事会長)

東日本大震災により水産業界は壊滅的な被害を受けましたが、国・県・市町村等からのご支援を受け、水産関係者が官民一体となり復旧・復興に向け歩み始めております。

沿岸地域は、漁業、水産物流通・加工業や、水産関連施設の多くが立地しており、漁船が係留されている漁港と漁業者が生活する漁村もまた一体で成り立っており、このうち1つでも復旧が遅れると水産業の衰退と沿岸地域社会の崩壊につながってしまうのです。

しかしながら、未曾有の大災害ゆえ漁村、漁業・水産加工業等の再建は、造船・建設関連業界の技術者・従業員不足、建設資材不足などにより時間を要しており本格復旧が成し遂げられるまでご支援を継続いただきたいというのが被災地の声であります。

1. 漁港

岩手県の例ですが、主力の1つである養殖業は、リアス式海岸の入り江を利用して、津々浦々の海面に養殖施設を設置し、最寄りの漁村にある漁港で養殖物の陸揚げ、簡易な加工、集出荷などの作業が行われておりまして、漁港は、海の養殖場への移動時間や油代金の節約など、養殖業の安全性、生産性の向上などに貢献しているほか、お祭りなどのイベントや憩いの場としても重要な役割を持っております。

沿岸地域社会にあっては、「なりわい」としての漁業が成り立たなければ、住む人がいなくなり、地域社会が崩壊します。そしてその漁業を行うためには船が必要であり、船を時化から守る漁港が重要であります。

このことから、今般の津波により甚大な被害を受けた漁港は、全てを早期に復旧することが必要不可欠であります。

そこで、漁港の復旧にあたって重要なことは、行政側の目線だけで集約化や復旧する漁港の順番を決定することではなく、漁港ごとに営まれている漁業形態に応じて、それぞれの漁港がどの機能を優先的に復旧するのかについて、漁協関係団体と十分に協議し調整したうえで、早期の復旧工事を進めるべきと考えております。

2. 漁船・漁具・(定置網等)の再建・復興

大震災による集中需要に、限られた期間に造船・漁具資材等のメーカー、艀装代理店等が応じられない実態にあり、復興に目途がつく年度(概ね平成26年度)までの複数年を支援対象期間とすべきと考えます。

3. 種苗・増殖養殖施設の再建・復興

秋サケ、アワビ、ウニ、ワカメなどの「つくり育てる漁業」の再建が復興への大きな第一歩となることから、生産の基本となる漁場の回復、種苗生産施設、サケふ化場及び共同養殖施設の再建は、被災地漁業関係者の再起への旗印ではありますが、残念ながら建設業界の対応に限界があり時間を要していることから、本格復旧が成し遂げられるまで支援を継続すべきと考えます。

また、養殖業の復旧から復興に向け、養殖規模拡大による「たくましい経営体」の育成と支援を願うとともに、居住環境が整わず地区外へ避難している漁業者もいることから、この漁業者が地域に戻ることでできる環境が整うまでの支援の継続も課題であります。

4. 漁業、流通・加工業の一体的な復旧について

生産面の再建はもとより、魚市場、冷凍・製氷工場そして流通業者、更には加工業者など、どれか一つの機能の回復だけでは地域産業のサイクルは成り立たず、これらの一体的な早期復旧が求められることから、個々の流通業者及び加工業者等の支援も課題であります。

5. 漁協への後方支援

漁協は漁民の経済的社会的地位の向上と水産業の生産力の増進を図り、国民経済の発展に寄与することを目的としており、具体的には、資源管理組織であり、組合員への経済的サービスを提供する組織として地域の水産業・漁村の核となり、組合員の生産と生活を支えており、かつ、地域の安全、環境保全などの地域活動を当然のごとく営んでまいりました。

これら漁協の公共的位置づけの明確化と運営のための支援と併せて漁村復興の希望拠点としての漁協事務所等の共同利用施設再建への大きな支援が必要であると考えます。

*漁協共同利用施設：養殖作業施設、漁具倉庫等

6. 漁村集落の再建

大津波で被災した漁村集落（住環境等）の再建が「なりわい」としての漁業再生と並行して取り進められなければなりません。被災住民は土地・住宅等に関連し①被災土地の評価額の算定②被災土地と移転先土地の売却額と購入額の差額③既往借入の住宅ローンの取り扱いと支援策などについて多くの不安と課題を抱えております。

7. 原発事故への対応

国・東京電力に対しては、原発事故の早期収束と恒久的に汚染水を海に放出しないよう、万全を期すことを強く求めたいと思います。

〈参考〉

水産業と漁村の存在価値について（確認）

日本学術会議東日本大震災対策委員会「東日本大震災から新時代の水産業の復興へ」（2011年9月30日）より抜粋

「農林水産大臣の諮問に対する日本学術会議の答申（平成16年）に記されているように、水産業・漁村の本来の機能は、新鮮で安全な食料を安定的に供給することであるが、同時に、地域社会を維持しつつ豊かな自然環境の形成をはかり、海の安全・安心、安らぎ空間を提供するという多面的機能をもっている。これらは、水産業・漁村があって始めて成り立つ機能である。人間・地域社会は有用な水産資源に働きかけて、市場販売可能な水産物・食料品を生産する。この過程で、水産業と漁村は、さまざまな副次的な生産物を生み出し、環境保全や社会的・文化的な価値のあるものを生み出してくれる。つまり、水産業が営まれることに価値があり、漁村が存在すること自体に大きな価値がある、…」

東北の早期復活について（気づきの点）

東北漁業再開支援基金「希望の烽火」

代表理事 岡本行夫

1. 東日本大震災の特徴

(1) 東日本大震災による被害は、阪神大震災に比べ大規模かつ広域である。しかも、東北沿岸は屈曲する海岸線・半島・湾により町村や集落の多くがもともと独立・非連携である。市町村の態様にも差がある。従って東北全体を対象とする各種の復興構想は指導理念として見据えつつも、各々の市町村が策定している個別復興計画を優先すべきだろう。

(2) これまでの大規模震災は、奥尻島などを除けば、概ね「施設の被災」であった。従って災害復旧事業によって公共施設、インフラを直すことが個人生活、民間分野の復旧へつながった。しかし東日本大震災が破壊したのは、東北沿岸のあらゆる生活システムと生産システムである。(特に主産業である漁業は完膚なきまで破壊された)。従って、生活・生産システムの復旧を最優先し、それを支えるものとしての公共施設復旧という手順でないとは街は蘇らない。

2. 足許の「復旧」を急げ

復興庁が「復興基本方針」に基づき全力で取り組んでいる姿勢は評価するが、被災地の風景は依然として変わらない。瓦礫が処理された分だけ、余計に茫漠たる無の空間の広がりが目につく。(特に陸前高田、南三陸、女川、大槌、石巻門脇地区など)

阪神の時には、倒壊した高速道路、潰れた建物、崩落した波止場が眼前に横たわっていた。だから、これらの物理的損壊を直していく具体的なイメージが湧いた。しかし、津波で町全体が洗い流されてしまっているのは、具体的な復興のプロセスが視覚化しにくい。「復興」の概念にとらわれず、適切と認められる地域や施設にあっては「復旧」作業を推進すべきだ。

多くの三陸の被災地は、かつて美しい家並みが存在し、人々が豊かな生活を紡いでいた地域である。貧しい家々が雑然と軒をならべていたわけではない。まず元に戻すことを考えるべきだ。新しい町づくりを重視するあまり、冠水地域での建築を一律に禁止するといったことがあってはなるまい。

3. 漁業・水産業の早期復活を

(1) 津波により壊滅した主産業の漁業・水産業の早期復活は、雇用確保のためにも決定的に重要である。復活のために何が必要かは、個々の漁港や市場

ごとに異なる。きめ細かい対策が必要だ。漁には「漁期」がある。逸すれば、一年間無収入になる。支援は時間との戦いである。遠い夢を提示することも重要だが、足元の回復がまず必要だ。従来とは異なる手法も取り入れて「スピード」を最優先すべきだ。

(2) 三次にわたった補正予算、復興交付金、中小機構補助金などの支援措置は、被災地に大きな効果をもたらしている。しかし受給手続きに時間がかかり、小規模・零細の漁業水産関連業者は自己負担分を背負えないなどの制約もある。少額の予算でもよいから、漁港のニーズに素早く対応できる制度が必要である。小型クレーン、トラック、フォークリフト、冷凍庫、冷蔵庫、水洗浄機、水産加工機械、台秤、スカイトラック、活魚タンク、海水ポンプ、トロ函、船外機、事務用機器……。中古品でもよい。水産庁が所管する復興予算の外に、使い勝手の良い100億円程度の基金(10割補助)が作られれば、数十の漁港で当面必要な物資の大半をまかなうことができる。

(3) 福島県の漁業に対しては、別の角度からの対応が必要である。漁獲物からの放射能検出を怖れる漁業者たちは、今も出漁を自主規制している。福島県の漁港に緊急に必要なのは、全漁獲物の放射能検査を行う測定機器である。

4. 継続した支援を

(1) 東北の惨状は、予想を上回るペースで、国民の意識の中で薄れつつある。もともと阪神に比べて3分の1に過ぎなかったボランティアの数は、更に、当初の10分の1に減っている。

復興作業に関わる人間の数が圧倒的に足りない。欧米であれば州兵や準軍事的組織が動員される。米国ではFEMA(連邦緊急事態管理庁)が7千5百人の職員を擁して長期復興の過程まで担当する。日本にはそのような制度はない。全国の自治体からの支援は数百名規模に減った。もういちど全国に協力を仰ぎたい。有償ボランティア、地元労働力の大規模投入も必要だ。海外の非日常的事象に対応してきた国際協力経験者も多数あつめるべきだ。中長期の復興過程ではビジネス感覚の優れた人材が必要になる。民間企業からの派遣を得られないだろうか。

(2) 「頑張ろう日本」や「絆」といった言葉は国中にあふれている。しかし、被災地で製造された花火の打ち上げは拒否され、瓦礫の広域処理も東京など3都県を除けば受け入れられない。主婦は東北産の農林水産物であれば購入しない。

政府は、もうひとたび、国民に協力を呼びかけてほしい。また、自治体の震災瓦礫処理や食品放射能の安全基準を指針として明確に示すべきである。

生活復興の課題～阪神・淡路大震災の経験から～

兵庫県理事 清原桂子

【阪神・淡路大震災】

1995(平成7)年1月17日 死者6,434人 行方不明3人 負傷者43,792人
 全半壊249,180棟・焼損7,574棟・焼損7,574棟・焼損7,574棟 1,153の避難所に32万人

応急仮設住宅 634団地48,300戸(95年8月全戸完成～2000年3月すべて撤去)

地域型(福祉)応急仮設住宅 生活援助員派遣型1,724戸、グループホーム型191戸

ふれあいセンター(95.7月～) 50戸以上に、232カ所

災害復興公営住宅 42,911戸 一元募集(第1次95・10月、第2次96・7月、第3次97・2月、

第4次97・9月) グループ応募、ペット共生住宅、コレクティブハウジング含む 家賃負担低減

コミュニティプラザ 221カ所(災害復興公営住宅56、被災地域・民間集合住宅165)

義援金 1,793億円

(財)阪神・淡路大震災復興基金(現在は(公財))

財団設立 95.4.1 基金規模9,000億円

17年間で**総額3,600億円**の**116事業実施**

運用財産 8,800億円(運用益3,543億円)

95.6 5,800億円(年利4.5%)、97.3 3,000億円(年利3.0

%)増 利子支払額に対する交付税措置(対象分×95%)

基本財産 200億円

2005年度末までに運用財産8,800億円を全額償還、1
 基本財産を縮減の上、事業基金(取崩型)造成



【阪神・淡路大震災復興支援館(96年7月～02年3月)】

1. オーダーメイドの個別相談

被災後、がむしやりに奮闘する時期→多くの支援のなかで温かい気持ちに包まれる時期→
思うように復興が進まず、焦燥感と幻滅感の募る時期→現実を受けとめ、本格的再建へ

1) 電話・来所相談の強化

- 震災復興総合相談センター(95.3.15～05.3) 一元的相談窓口(23分野)
- 県立男女共同参画センター「悩みの相談」、県立生活科学センター「消費者相談」など

2) 相談員による悉皆での戸別訪問(～2000) ■は専門相談

- **生活支援アドバイザー**(応急仮設住宅を戸別訪問して生活相談、支援メニューの組み合わせ助言)149人
- **生活復興相談員**(復興公営住宅等を戸別訪問して、同上相談)165人
- **健康アドバイザー**(97)126人→**まちの保健室**(01)
県看護協会との協働(身近な場所で気軽に、健康相談、子育て相談)
- ふれあいハローワーク(戸別訪問して、求職から求人を開拓、つなぐ)、
1日ハローワーク(出前)



【兵庫県看護協会「まちの保健室」】

- 自治体住宅担当者による出前相談会、戸別訪問

○チームによる対応、継続的な研修とケーススタディ→相談員のバーンアウトを防止

3) こころのケア

- **こころのケアセンター** 15カ所(95.6～2000.3) →「兵庫県こころのケアセンター」開設(04.4)

4) 高齢者向けLSA配置等

- シルバーハウジング：**LSA(生活援助員)**(国1/2・県1/4・市町1/4) 124人
- 上記以外：(01～)**SCS(高齢世帯生活援助員)**(復興基金) 102人
→(06～)高齢者自立支援ひろば(ひろばスタッフ配置) 60カ所

5) 学校への支援

- 教育復興担当教員及びスクールカウンセラー(外部の臨床心理士等)配置(95.4～)

2. 1人ひとりに届く、生活丸ごとパッケージでの情報

情報は、「人」がなくなぐ：インターネット、マスコミ・ミニコミとともに、声かけ、口コミ、回覧板、ちらし・冊子の手渡し、掲示、などの重要性。わかりやすいパッケージで。

1)「人」を介して情報をつなぐしくみ

- 公募による**フェニックス推進員**と協力員(95.7～2000.3) 活動費補助、ファクス・パソコン・掲示板等貸与
活動拠点：**フェニックス・ステーション**(場所は、NPO事務所・集会所等、各推進員が選択) 283カ所
地域に密着した情報紙やマップの発行、人が集まるミニイベント・フォーラム、相談会、情報ちらし配布、など

2) 支援メニューをパッケージで

- 「こんなとき ぐらしの復興かわらばん」、「支援者ノート」(共通ページと地域別ページで構成)等

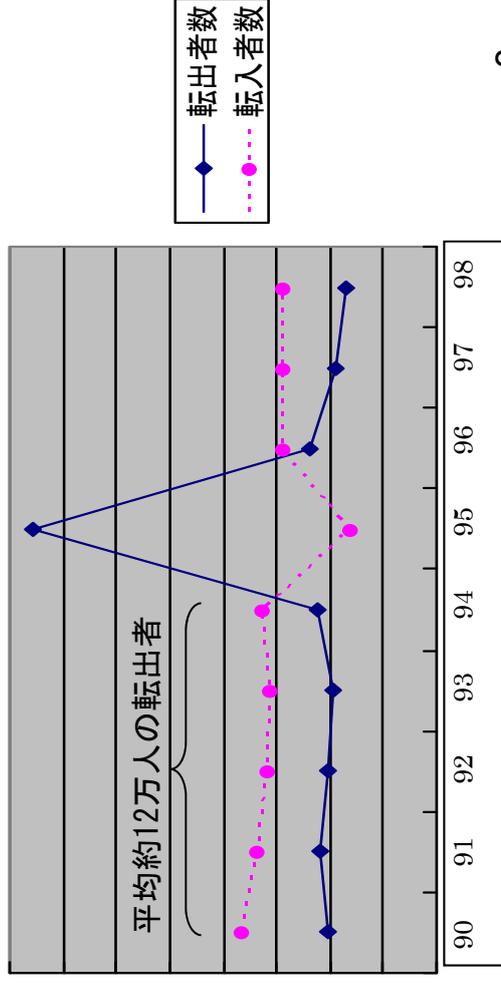
3) 県外避難者への支援

- 1995年県外転出者：直前5年の年平均転出者より54,700人≒19,000世帯多い

- 「ひょうご便り」(隔月)

- ピーク96年：10,049部→00年：5,213部→05年：1,281部→その後
「県営住宅入居案内」現在169部
- **専用フリーダイヤル** ピーク97年：2,772件→05年：58件(終了)
- **カムバックコール&メール登録者**
ピーク99年：1,576世帯→現在77世帯
- **ふるさとひょうごキャラバン隊**による「ふるさとひょうご交流会」96～97年(全国組織をもつ団体との協働)

約17.5万人の転出者



【被災市町から他府県転入者の年別推移】

3. 「今」することがあること～しごとと生きがい～

いつかくる復興のために「今」をがまんするのではなく、被災者の「今」を支える

1) 雇用対策

● インフラ復興、住宅復興の復興特需の県外流出

→ 復興需要一巡後の99年4月、有効求人倍率県政史上最低の0.32

→ 県経協・連合兵庫・県の三者による「兵庫型ワークシェアリングについての合意」(99.12)

● 被災者雇用奨励金・雇用維持奨励金(95～04年)、被災地しごと開発事業(97～01年)など

2) 地場産業・農林水産業復興のための制度融資や信用保証等による資金供給、産学官連携による新産業創造、被災地の観光振興など

● 共同仮設店舗助成、復興バザール等

4) コミュニティビジネスへの支援

● 女性たちのしごとづくりセミナー、シニアしごと創造塾、 大学と協働したコミュニティビジネス・ゼミナール

● コミュニティビジネス離陸応援事業(300万円助成)、生きがいしごとサポートセンター(NPO委託、6カ所)、債務保証制度など

5) 「しごと」による生きがいづくり

● いきいき仕事塾(96年～) 受講手当支給(～2000)、 12回連続、手芸・小物づくり、野菜・花づくり等4コース 修了者1万人以上による「いきいきネットワーク」

● フェニックス・リレーマーケット(96～99年)

83回、1,500グループ出店

● 高齢者語りべ・昔の遊び伝承事業(96～99年) 403回、高齢者グループによる伝承、有償



【共同仮設店舗「復興げんき村パラール」(神戸市)】

4. 人間関係づくりのしかけ～民間・行政の力の結集～

ネットワークを奨励させるのは、個人と個人の信頼に裏打ちされた人間関係→肩書にとらわれず、「人」でつないでいく。「人」と「人」が出会えるしかけを施策としてうっていく。

1)「ふれあいセンター」、「コミュニティプラザ」の運営

- 応急仮設住宅 **ふれあいセンター** 232カ所
災害復興公営住宅、恒久住宅 **コミュニティプラザ** 221カ所
- 各種相談員やLSA待機・引き継ぎ場所、行政説明・手続き・相談会など
- ふれあい喫茶、食事会、健康体操・絵手紙・手芸等教室、子育てひろば、まちの保健室、など
- 住民ボランティアと外からのボランティアの協働→仮設住宅住民が減っていく過程、公営住宅等住民高齢化の過程で外部支援が必要
- 通信・印刷機器整備、運営費補助(年100万円上限)、等



【災害復興公営住宅コミュニティプラザ】

- ### 2) 活動の実行部隊: **生活復興県民ネット** (96.10～05.3)
- 地域団体、NPO、職域団体、経済団体、労組、等56団体
 - 各団体から事務局参与(月2回)、企画委員会
 - フェイクス出合いの広場、引越し手伝い運動、もちつきイベント、こいのぼり運動、復興住宅周辺マップづくり、など
- ### 3) NPOと行政の協働

- **生活復興ラウンドテーブル**(97) NPO代表、県生活復興局長・住まい復興局長ら
→ **NPOと行政の生活復興会議**(99)
→ **NPOと行政の協働会議**(01) 被災地から全県展開へ
- ボランティア活動への助成 活動費助成、事務所借上助成、など



【生活復興県民ネット「引越し手伝い運動」】

5. 不便や不安を顕在化させ、直ちに対応するしくみ

ピンポイントの現場の状況を、全体の動きのなかで被災者・支援者・行政がリアルタイムで情報共有し、改善すべき点は大小にかかわらず、直ちに対応していくしくみ。改善は、完璧でなくとも、スピーディかつタイムリーに。

1) 被災者復興支援会議(95.7～05.3)

- 各領域の専門家12人と、県課長チームの参画
- 現地に出かけて、直ちに行政・被災者双方に解決働きかけ **移動いどばた会議** 251回
- 復興の全体状況把握と次への提言 提言28回



2) 県・市町生活支援委員会(97.7～2000.3)

- 時間がたつにつれて広がる、ひとりひとりの復興スピードの違い
- 制度の谷間の救済や柔軟な運用の必要を、個別被災者ごとに検討する第三者機関
- 県副知事(委員長)、医師会長、弁護士、NPO代表、福祉専門家、市町等



【現地に出かけた「移動いどばた会議」】

6. 復興の拠点：阪神・淡路大震災復興支援館 (P1写真)

- **阪神・淡路大震災復興支援館(フェニックスプラザ)**(96.7～02.3) 神戸・三宮駅前に
- 情報、相談、生活復興県民ネットや被災者復興支援会議等事務局
- 2Fに、**生活復興NPO情報プラザ** ボランティアグループ、NPO等たまり場機能
多目的ホール、グループ連絡ボックス、ミーティングコーナー、印刷設備、など
- 2002年に、**ひょうごボランティアプラザ**、**人と防災未来センター**を開設、機能を継承

東日本大震災被災者への兵庫県の支援

1) 兵庫県からの職員等派遣

- のべ92,095人(12.3.2現在)
- 中長期派遣 73人(同)
県・市町職員、県警、学校教職員

2) ボランティア活動支援

- ボランティアバス(3/18～) 49回、94台、1,970人
- **東日本大震災ボランティア・インフォメーションセンター**
兵庫(ひょうごボランティアプラザ内)

3) まちづくり専門家派遣や芸術文化活動支援等

- 「**東日本大震災ひょうごまちづくり専門家バンク**」の
設置・登録→まちづくりコンサルチーム、アドバイザー派遣
- **東日本大震災コミュニティ復興支援事業**
コミュニティ復興ワークショップ(NPO委託)、コミュニティ復興アドバイザー派遣、など
- **ひょうごまちづくり実践リーダー派遣事業**(2012年度から) 商店街振興組合やまちづくり協議会リーダー等
- **がんばろう東日本！アート支援助成事業**

被災地でのコンサート等芸術文化活動を希望する団体・グループへの交通費等助成

4) 避難者受け入れ

- 431世帯1,068人(うち公営住宅等147世帯372人)
- 小中高転入学 186人

5) 避難者支援の活動、避難者による活動

- 東日本大震災・暮らしサポート隊「みちのくだんわ室」(毎月)
- 神戸ぽけっとnet. (阪神・淡路大震災時に被災した母親ら、母子支援
NPOのネットワーク)
- べこっこMaMa(避難母子のグループ) 親子ごはん会(毎月)、べこっこロール開発(←神戸パティエ)・販売

カウンターパート方式



関西広域
連合



【みちのくだんわ室・クリスマス茶話会2011.12】



【阪神・淡路大震災復興基金事業例】

	事業	概要	期間	実績(百万円)
住宅対策	被災者住宅購入、再建支援事業補助	住宅資金融資を受けた住宅の購入、再建への利子補給	95～	39,263
	被災マンション建て替え支援利子補給	被災した分譲マンション再建、購入、修繕への利子補給	95～09	4,950
	住宅債務償還特別(二重ローン)対策	既存住宅ローンと二重の、住宅の建設・購入・補修への利子補給	95～	1,732
	民間賃貸住宅家賃負担軽減事業	被災者が借りる民間賃貸住宅等への家賃負担軽減	96～99	39,320
産業対策	災害復旧資金の借り入れ者への支援	中小企業災害復旧資金、農林漁業関係制度資金など利子補給	95～04	36,088
	事業再開支援資金等借入金への支援	事業再開・新規開業者支援、本格復興促進支援資金利子補給	97～	1,043
	被災商店街等の復興への取組支援	商店街・小売市場共同仮設店舗、店舗共同化、復興イベント等	95～09	1,808
	地域産業等復興への取組支援	小規模製造企業復興推進、地域産業活性化支援事業補助等	95～04	1,934
	被災者を雇用した事業者等への支援	被災者雇用奨励金、雇用維持奨励金、被災地しごと開発事業	95～04	11,397
	新規成長事業者等への支援	産業復興ベンチャーキャピタル制度など	95～04	1,662
	生活再建支援金、被災者自立支援金	恒久住宅移行後の生きがいある生活再建のための支援金(かつて住んでいた近隣との交流のための交通費、生活必需品等)	97～04	141,527
生活対策	ふれあいセンター設置運営事業補助	仮設住宅建設地のふれあい交流拠点設置・運営を補助	95～98	1,300
	復興住宅コミュニティプラザ設置運営補助	災害復興公営住宅等のふれあい交流拠点設置・運営を補助	95～04	10,398
	生活復興相談員、高齢世帯生活援助員等	戸別訪問し、相談・情報提供等を行う生活復興相談員などの設置	97～	4,108
	こころのケアセンター運営事業補助	被災者のこころのケア拠点15カ所設置と相談員配置	95～00	1,445
	災害復興ボランティア活動補助	被災者支援ボランティア活動に要する経費への補助	95～09	1,886
	生活復興県民ネット等設置運営補助	生活復興県民ネットや、県・市町生活支援委員会の活動支援	96～05	1,717
	私立学校仮設校舎事業補助	全半壊の私立学校仮設校舎建設費等補助	95～97	327
教育				

復興の課題について

富士常葉大学大学院環境防災研究科

重川 希志依

1. 復興庁の役割について

- 被災自治体の要望にワンストップで迅速に対応。
- 役所の縦割りと先例主義を乗り越える。
- 現場主義を徹底し、被災地の皆さんの心を心として…その使命を果たす。

ここに上げられている 3 つの役割は極めて重要であり、この 3 点が、今後の復興推進上の大きな課題になることが予見されていたといえる。東日本大震災復興のとり組みは、今後 10 年、20 年の長期にわたる。復興庁のこの重要な役割が、改善されながら長期間継続していけるための方策を講じる必要がある。

2. 復興への段取りを俯瞰的な立場から調整することが求められる

- ①被災地と一言で言っても、被災エリアの広がり方、被害の起こり方などの条件で、とり組むべき復興方策、活用できる復興事業、復興のスピードは多様。
- ②一つの被災自治体の中にも、きわめて多様な復興への取り組みが個別に進みつつあり、進捗度などの状況はまちまちである。
- ③人材、資材、資金など復興を支える資源の不足が予想され、被災地域の復興状況の全体像（進捗状況）を把握し、俯瞰的な立場から、限られた資源を適切に配分していく調整が求められる。
- ④そのためには、きわめて広範囲にわたる被災地において、「どこで」「どのような復興への取り組みがなされているか(内容・段階)」、一元的に把握するための情報収集の仕組みを用意しておく。

3. “くらしの再建” 支援のしくみの充実

- ①過去において帝都復興院、戦災復興院という取り組みがあったが、いずれも土木・建築・都市計画などが中心となった技術者集団という性格のものであった。しかし今の日本で復興を考えるときには、「なりわい」「すまいと街」「心とからだ」という 3 つの側面からの支援がバランスよくなされることが不可欠である。
- ②復興を支援する仕組みは多種多様なものが用意されている（国、自治体、民間）が、現段階では“住宅”“道路”を対象とした支援策が中心となっている。

③今後、復興のフェーズが進んでいくにつれ、「なりわい、心とからだ」などの分野の支援策の活用を積極的に進めていくためには、官・技術系の体制に加え、民間による多様な支援策の活用とそれを可能にする幅広い人材の動員がより一層積極的に進められることが求められる。

④官民を含めて用意されている多様な支援策の全てを把握している人は恐らくいない。被災地からのニーズに対し、それを後押しできる仕組みをタイミングよく紹介し相談に応じることのできる、幅広い知識を持った人材(あるいはデータベース)の育成と配置が求められる。

4. 被災自治体の要望にワンストップで迅速に対応するために

①被災地の方々が自ら考え、自らが主体となり取り組んで行こうとする復興への取り組みに対し、迅速に柔軟に後押しできる役割が非常に重要。

②そこで生じたニーズへの対応を迅速に行うためには、情報を取りにいく努力が不可欠（待ちの姿勢では情報は入らない）。

③復興庁で仕事をされる職員の方たちには、これまでの専門性以外にも、あらたな知識が求められることが予想され、研修プログラムの構築と実施なども必要ではないか。

④被災地の状況に通じ、ニーズを的確に把握するために、支所機能の強化や、現地で復興支援に携わる多様なステークホルダーとの協働の場づくりが求められる。

5. 復興庁の業務プロセスの記録と共有

①復興庁という組織をつくり、国が直接かつ全面的に被災地復興を推進する試みは、戦後初めてであり、具体的な業務を日々改善すること、各時期・各所で得たノウハウを蓄積し、共有化するための仕組みを作ることが非常に重要。

②先述した帝都復興院や戦災復興院の活動について、残された報告書には形式知（データ、最終的にどのようなになったかなど）は記録されているが、そこに至るまでの具体的なプロセスや現場の苦労、知恵や工夫（暗黙知）の記述はない。

③復興はようやくスタートラインに立ったばかりであり、今後 10 年以上の長期間にわたり、現場で起こっていることを丹念に記録し共有することで、復興庁の業務がより改善されていくことにもつながり、また、次に大規模災害が発生した際の良い前例として、ノウハウを後世に伝えることも可能となる。

復興の課題

- 1 土地の確保
- 2 資金調達
- 3 都市計画(街の創造)
- 4 インフラ復旧
- 5 安全安心な生活の場の構築(病院・学校・施設・スーパー等)
- 6 がれきの処理
- 7 除染(汚泥汚染水の処理)と中間貯蔵施設
- 8 住民の避難流出(帰還促進)
- 9 雇用(人の確保)
- 10 農業・漁業・林業
- 11 賠償
- 12 風評被害
- 13 避難生活者支援(健康管理等)
- 14 防災対策(地震・津波・原発事故等)
- 15 役所のフットワーク
- 16 リーダーシップ
- 17 自助・共助・公助(絆・支援・お互い様・援助等)

福祉施設や事業所の復興並びに被災者の自立支援についていえば、復興とは生活の再生なので上記の課題と重複するものと考えられる。

平成 24 年 3 月 19 日

星 光一郎

復興の課題

平成24年3月19日

委員（さわやか福祉財団理事長）
堀田 力

（福島関係 ― 個人情報保護法の改正）

1. 県外避難者が、元居住市町村ごとに連絡会をつくれるよう、現居住市町村は、県外避難者及びその支援活動を行う団体等に対し、当該市町村が有する県外避難者の個人情報（氏名、性別、生年月日、元居住市町村名、現居住地、電話番号等、わかっている場合は希望する居住地）を開示するよう、指導して頂きたい。

（方法）対応策の王道は個人情報保護法の改正であるが、当面、特区法案で特別措置の規定を設けて頂きたい。

（福島関係 ― 県外避難者に対する移住先のあっせん）

2. 政府は、県外避難者のうち元居住地に帰らない者の集団移住を受け入れる意向を有する市町村を調査し、受け入れ世帯数及び処遇の条件を確定させ、県外避難者で移住を希望するグループとのマッチングを行い、県外避難者に生活再建と自立の目標を与えて頂きたい。

（交付金の配分基準の設定）

3. 政府は、国庫で必ず負担する費用と、必要度、財源等を勘案して負担の有無、程度等決定する費用の区分及び判断基準を明文化して、速やかに公表されたい。

(復興推進のプロセス等に関する市町村長研究会の開催)

4. 津波被害の市町村の復興推進のプロセス、特に、住民の意向をくみ上げる手法に差があり、やがて、復興度に大きな格差が生まれるおそれがある。節目に、関係市町村長の研究会を開催し、モデル事例の共有、課題の解決法の協議等を行ってはどうか。

(特区法の修正、追加)

5. (1) 特区法の定める手続きには、なお地方自治体に判断を委ねてよいと思われるものもあり、今後の実施状況に応じ、不要又は有害（遅延を招く等）なものは、柔軟に修正する態勢を整えるべきではないか。
- (2) 今後、住居移転等が進むにつれ、民事上の権利関係、登記関係について思い切った特例を設けなければ事態が進展しなくなるおそれの発生することが十分考えられる。早急に特例規定を検討する態勢を整備する必要があるのではないか。
- (3) 移転先開発の過程で貝塚等埋蔵文化財が発掘される可能性が高いと聞くが、開発を阻害しない方法は、検討されているか。
- (4) 仮設住宅で高齢者等の交通が不便なところが少なくなく、被災者相互の移送協力が必要とされているが、移送の実費だけでなく謝礼金も支払えることとする特例を、定めて頂きたい。

復興の課題

横山英子

東日本大震災から一年がすぎ、復旧から復興へいよいよ踏み出したかのように、世間には映るが、被災地は、瓦礫の山がやや低くなり、空き地が増えただけで、復興とはまだかけ離れた状況である。避難所が解散し、仮設住宅や、見なし仮設住宅など避難している方々が30万人以上。失業者は自営業者も含めると12万人以上。企業の復興も、被害の甚大だった沿岸部は1割台や2割台に留まっている。

働き場を失い、鉄道などの交通網の寸断もあって、被災三県(岩手・宮城・福島)の人口流出は6万2千人。被災地はゼロではなく「マイナス」からのスタートである。

2011年度補正予算、2012年度予算案を合わせると18兆円もの復興費用が計上され、被災した自治体の復興計画も出揃ったが、「防災集団移転促進事業」ひとつとっても、土地の所有権や移転の費用などの問題があり、合意形成に至っていない。沿岸部については「高台移転」を促進しようにも、高台がない、まとまった広さの土地が確保できないなど、地域によっても事情が異なる。仮設住宅建設時には質の格差や被災地に利益をもたらさないしくみなど問題点が指摘されている。

産業の復興においても、地盤沈下や補助金の使い勝手の悪さもあり、工場などの再建が遅れている。「つなぎ雇用」ではなく安定した雇用を確保する必要があるが、求人は増えても、マッチングがうまくいっていないのが現状である。

各自治体より復興特区の申請が相次いでいるが、国との連携が取られていないようである。

全国社会福祉協議会によると、岩手・宮城・福島の三県ではこれまで延べ91万9700人のボランティアが活動。ピークだった昨年5月の大型連休中は1日に1万人以上が被災地に入ったが、今年1月は最高で1日千人と10分の1以下に激減。ボランティアを送り出す団体の資金難による活動終了や得意とする支援活動を持たない人は再訪しない傾向にあることが背景にある。被災地を襲うふたつの風、原発事故と放射能汚染による「風評被害」と時間の経過により災害自体が忘れ去られる「風化」が深刻である。復旧さえもままならない現状で、まだまだ外部からの支援と人手は必要である。

地域医療に関してもDMATをはじめ、世界各国、日本国中から支援があったが、現在は激減し、早急な自立を求められているが、震災以前も医師不足で深刻な問題を抱えている地域であるため、独自での解決は難しいと思われる。

文化財や伝統的建築物も大きな被害を被っているが、生活支援が優先される中、修復・修繕はほとんど行われていない状況である。遠野文化研究センターや日本ナショナルトラストなどが支援をしているのが現状である。

主な被災地は、東北4県に跨っているが、復興計画は各々の地方公共団体で作成されているため、広域的な計画が皆無である。

そこで、2012年1月1日に東北再生委員会(河北新報社)が発表した「東北再生への提言」は、「被災地起点」「東北の一体性」を強く意識したものであり、示唆にとんだものである。被災地の声として取り上げることを進言する。

委員会が既存の枠を超えた制度を創設することに寄与できるものと信じ、課題を託す。

- ・ 自立的復興のために、東北地方全体の枠組みが必要であり、広域行政組織「東北再生共同体」を創設し「東北共同復興債」の発行などを行う。
- ・ 内閣府行政刷新会議の規制・制度改革の項目を登用することにより、国との連携を深め、復興特区の促進を図る。
- ・ 1968年小笠原諸島日本復帰時の特別措置法のように、既存の枠組みに囚われず、被災土地に定期賃借権を設定するなど、高台移転の促進・定着を図る。
- ・ 石巻市北上町白浜復興住宅（天然スレート葺き伝統工法木造住宅）のような地域性にあった災害復興公営住宅の建設の促進を図る。
- ・ 地域資源や技術、人材の活用のために、被災地中小企業が受注できるような仕組みを創出する。
- ・ 雇用のミスマッチング解消のために、緊急雇用創出事業だけではなく、準公務員として失業者を雇用し、求人事業所に派遣するなど、新たな雇用の仕組みを創出する。
- ・ 瓦礫の資源化や蓄電池技術の向上・普及を企業の枠組みを超えて行い、新たな産業の創出、企業誘致の促進を図る。
- ・ 漁協事務所・番屋・学校・避難所で成果を上げた「明るく節電」「自己完結型のエネルギーシステム」などを活用し、地産地消の食・エネルギー・通信を備えた商店街など新たな防災コミュニティを再興する。
- ・ 被災地を風化させないために、東北再生ビジターズセンターの創設し、文化財の修復、景観の整備をすすめ、観光の再生を図る。
- ・ ミュージックセキュリティーズ被災地応援ファンドや商工会議所被災事業所再開プロジェクト、被災地中小企業復興支援再生 PC 寄贈プロジェクト、セーブザチルドレンジャパンが行った「子どもへの支援」に特化した行政とのパートナーシップや企業の CSR のサポートなど新たな共助のカタチの仕組みづくりを確立する。
- ・ ボランティアの確保のために、大学や専門学校との連携や、専門性をもった NPO・NGO と協定を結ぶなど新たな仕組みを確立する。
- ・ 地域医療の充実のために、全国の大学・医療機関との連携により、幅広い人材で地域を支援する体制を確立する。

◎東日本大震災「復興の課題」

既に「復興の基本方針」が策定され、その中に盛り込まれた考え方はおおむね首肯できるものだ。中身よりもむしろ、その方新を貫徹できるかどうか問われている。個人の問題関心に沿って、「課題」について考えを述べさせてもらうが、各種施策の断固とした実行とスピード感が、最も重要な「課題」であることを強調したい。

1 復興政策実行に、きめ細かな措置を

・(実情把握)

市町村の政策が決まり予算はついたが、いざ実行となると、多くの障害が立ちふさがり動かない。このような例がないか、被災自治体からの情報収集してもらいたい。

(復興庁のワンストップ機能発揮)

復興庁の資料によると市町村単位の復興計画は、1月末時点で約8割で完成している。だが法律上の制約や行政手続き上の煩雑さのため前に進まないこともあると聞く。復興庁がワンストップ機能を発揮してもらいたい。

・(マンパワーの確保)

都道府県、全国市長会、全国町村会の協力で自治体からの職員派遣が行われている。だが人手不足は解消に至っていない。マンパワーの確保に一層努めると同時に、被災自治体の事情に応じて柔軟、効率的に配備してもらいたい。またそのような調整の枠組みが機能的に働いているのか、点検してもらいたい。

2 復興の環境整備を急げ

・(がれき処理)

2000万トンを超えるがれきの処理が急務だ。これまでに5%程度しか進んでおらず本格的な復興の最大の障害になっている。被災3県の処理能力を超えており、他府県への委託が処理に頼るしかない。

私の故郷である岩手県が直面している当面の最大課題はがれき処理だ。復興に着手しようにもがれきが邪魔をする。岩手県の処理能力の11年分、宮城県の処理能力の19年分ともいわれるのに「東京が引き受けてくれたが、後が続かない」(三浦岩手日報社長)。他府県への搬送は、受け入れ自治体が仮に積極姿勢を示しても、住民の反対で頓挫するケースも多い。復興庁が仲介して、自

治体との調整をするほか、自治体側、また地元住民に、受け入れへのインセンティブを与える方策はないだろうか。検討をお願いしたい。

- ・(高台移転)

今回の大震災が残した教訓の一つは、過去の災害に学ぶことだった。過去の津波被害で分かった安全線を愚直に守り続けた地域は被害が少なかった。今回こそ、何十年後の大津波に備える街づくりを徹底したい。

高台移転については、復興構想会議の報告で「減災」の決定打として提案された。国は「防災集団移転促進事業」で5戸以上のまとまった移転を促進しているが、地理的な制約などが理由で、はかばかしく進んでいないと聞く。同報告書は、地理的な制約を考慮し、五つの類型を提言した。土地収用の問題、補償問題、移転先確保など、移転を阻害している原因を集約し、その解消に乗り出してほしい。

- ・(除染)

福島県の復興は、原発事故の収束を待たなければ進まない。福島復興特別措置法によって、除染を急ぐの喫緊の課題だ。

3 復興の理念へこだわりを

- ・(共生型の町づくり)

復興構想会議の報告書では「地域の将来像を見据えた復興プラン」を掲げ、長期的な展望という視点を強調した。しかし現実の復興では、目前の問題にどうしても集中せざるを得ない。長期まで考える余裕は正直ないのが現実だ。一方、各地では、さまざまな地域再生案が出ている。岩手県も宮城県も高齢化、過疎化の問題を抱えている。高齢者が生き生きと暮らせる、共助が可能な地域社会づくり、災害に強い地域づくりに挑戦してもらいたい。

- ・(新しい日本のモデルづくり)

復興推進委員会の範疇を超えるかもしれないが、エネルギー基本計画の策定と連動し、福島県、宮城県、岩手県を再生エネルギーの先進地域とする構想も検討できないか。

4 発展の基盤づくり

- ・(雇用創出)

雇用創出が復興の基盤になる。そのため産業面基盤を再生しなければならない。例えば三陸沿岸の水産業の再生、さらに再生にとどまらない競争力のある水産業に育てる必要がある。既に復興特区制度に基づき多くの申請が出ている。この制度を有効に活用できるように、復興庁の力をいかしてもらいたい。

- ・(効率的で集中したな資金の投入)

限られた財源の中で、税金が無駄金にならないよう、透明な資金の流れを確保してもらいたい。同時に施策の実行には、お役所的な煩雑な手続きを回避しなければならない。そのバランスをどうするか。復興庁の強力な権限を、活用してもらいたい。

5 そのほかの関心事項

- ・被災者のメンタルケア
- ・教育体制の整備
- ・女性の力の活用
- ・災害の歴史的な記録と伝承
- ・福島県を原子力研究メッカ構想

(了)